

様式第1(第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係)
第1表

営 業 費 総 括 表 (単位：千円)

項 目	金 額	備 考
役員給与		
給料手当		
給料手当振替額(貸方)		
退職給与金		
厚生費		
委託検針費		
委託集金費		
雑給		
燃料費		
使用済燃料再処理等拠出金発電費		
廃棄物処理費		
特定放射性廃棄物処分費		
消耗品費		
修繕費		
水利使用料		
補償費		
賃借料		
委託費		
損害保険料		
原子力損害賠償資金補助法一般負担金		
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		
普及開発関係費		
養成費		
研究費		
諸費	< > < >	
貸倒損		
固定資産税		
雑税		
減価償却費		
固定資産除却費		
原子力発電施設解体費		

共有設備費等分担額	
共有設備費等分担額(貸方)	
他社購入電源費	()
非化石証書購入費	
建設分担関連費振替額(貸方)	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	
原子力廃止関連仮勘定償却費	
電源開発促進税	
事業税	
開発費	
開発費償却	
電力費振替勘定(貸方)	
株式交付費	
株式交付費償却	
社債発行費	
社債発行費償却	
法人税等	
合 計	

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

- 1 給料手当の平均経費人員(人)及び平均基準賃金(円/月)を、備考欄に記載すること。
- 2 他社購入電源費の購入電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費		
	燃料油費		
	ガス費		
	その他		
	小 計		

核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	
	濃縮関連費	
	小 計	
新エネルギー等燃料費		
合 計		
火力燃料重油換算消費量(10 ³ k1)		
火力燃料重油換算単価(円／k1)		
火力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		
火力燃料kWh当たり単価(発電端 円／kWh)		
原子力発電電力量(発電端10 ⁶ kWh)		
核燃料kWh当たり単価(発電端 円／kWh)		
新エネルギー等燃料重油換算消費量(10 ³ k1)		
新エネルギー等燃料重油換算単価(円／k1)		
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電等電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円／kWh)		

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭(10 ³ t)		
	重油(10 ³ k1)		
	原油(10 ³ k1)		
	LNG(10 ³ t)		
平均消費価格	石炭(円／t)		
	重油(円／k1)		
	原油(円／k1)		
	LNG(円／t)		

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費		
取替修繕費		
合 計		

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備		
火力発電設備		
原子力発電設備		
新エネルギー等発電等設備		
送電設備		
変電設備		
配電設備		
業務設備		
合 計		

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目		金 額 (第4条第2項第1 号関係)	金 額 (第4条第2項第2 号関係)	備 考
レ ー ト ベ ー ス	特定固定資産			
	建設中の資産			
	使用済燃料再処理関連 加工仮勘定			
	核燃料資産			
	特定投資			
	運 転 資 本	営業資本		
		貯蔵品		
		小 計		
	繰延償却資産			
(A)：レートベースの額の 合計額				
(B)：報酬率(%)				電気事業報酬額
(C)：(A)×(B)		①	②	①－②：

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項 目			金 額 (第4条第3項 第1号関係)	金 額 (第4条第3項 第2号関係)	金 額 (第4条第3項 第3号のうち 事業者のレー トベースの 額)	備 考
レ ー ト ベ ー ス	特定固定資産					
	建設中の資産					
	使用済燃料再処理 関連加工仮勘定					
	核燃料資産					
	特定 投資					
	運 転 資 本	営業資本				
		貯蔵品				
		小 計				
繰延償却資産						
(A)：レートベースの 額の合計額			①	②	③	※(④－⑤)× (③／(①－ ②))
(B)：報酬率(%)					電気事業報酬 額※	
(C)：(A)×(B)			④	⑤		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。
(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当
たり、算定省令第9条第2項又は旧算定省令第9条第2項の規定により算定されたレー
トベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載
すること。

第4表

控 除 収 益 総 括 表

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
他社販売電源料		
託送収益	()	
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合 計		

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。
(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。